

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

| 交付又は支出先法人名称    | 名目・趣旨等        | 交付又は支出額<br>(単位:円) | (会費の場合)<br>支出先法人が定める会費一口当<br>りの金額、もしくは最低限の金額<br>(単位:円) | 交付又は支出日等<br>(支出決定日)  | (会費の場合)<br>支出の理由等  | 公益法人の場合     |                   | 点検結果<br>(見直す場合はその内容)                                      |         |
|----------------|---------------|-------------------|--|--|--|-------------|-------------------|---|---------|
|                |               |                   |  |  |  | 公益法人の区<br>分 | 国所管、都道府<br>県所管の区分 |   | 継続支出の有無 |
| (社)日本監査役協会     | 協会費(法人会費、年会費) | 100,000           | 一口 100,000   | H23.5.31   | 監事の監査活動について一層の充実・強化が求められており、月刊誌や講演会により監査に関する法律等の解説や最新情報、監査実務の事例等の提供を受けることは職務遂行上非常に有益であるため。 | 特社          | 国所管               | 業務遂行上必要な情報を得るなど今後<br>も必要であることから見直しは困難。                    | 有       |
| (財)つくば科学万博記念財団 | 英語研修受講料       | 285,900           |  | H23.6.30<br>H24.2.29   |  | 特財          | 国所管               | 業務遂行上必要な講習であり、他に同<br>種の研修が行われていないことから、今<br>後も必要であり見直しは困難。 | 有       |
| (社)日本土壌肥料学会    | 学会参加費・研究発表費   | 226,000           |  | H23.8.31, H23.9.13<br>H23.10.14, H23.10.28<br>H23.11.15, H23.12.27<br>H24.1.17, H24.1.30 |  | 特社          | 国所管               | 学会発表等は、法人の目的である研究<br>開発業務の一環であり、見直しは困難。                   | 有       |
| (社)日本土壌肥料学会    | 講演要旨代         | 129,000           |  | H23.8.31, H23.9.13   |  | 特社          | 国所管               | 学会発表等は、法人の目的である研究<br>開発業務の一環であり、見直しは困難。                   | 有       |
|                |               |                   |  |  |  |             |                   |   |         |
|                |               |                   |  |  |  |             |                   |   |         |
|                |               |                   |  |  |  |             |                   |   |         |

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。